

## 渋谷区ケアマネジャー連絡協議会運営規程

(名称)

第1条 本会は、渋谷区ケアマネジャー連絡協議会（以下「本会」という。）とする。

(事務局の所在地)

第2条 本会の事務局は、持ち回りとする。

(本会の目的)

第3条 本会は、介護支援専門員の役割を充分認識して、会員相互の連携及び資質の向上を図るとともに渋谷区介護保険事業の充実と適正な運営に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、会員の総意に基づき次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の活発な意見及び情報交換を行う。
- (2) 会員相互の資質の向上を図る。
- (3) 会員の意見を集約し、渋谷区介護保険事業の課題の提起や改善に向けた提案を保険者に行い、保険者とともに問題解決を図る。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要と認める事業を行う。

(会員)

第5条 本会の会員は本会の趣旨に賛同し、下記のいずれかに該当するものをもって組織する。

- (1) 渋谷区民のプランを担当している介護支援専門員及び主任介護支援専門員  
勤務地が渋谷区外の介護支援専門員及び主任介護支援専門員は渋谷区民のケアプランを担当していることを入会の条件とし、渋谷区民のケアプランの担当を外れた場合は翌年度から非会員となる。
- (2) 区内勤務、区内在住の介護支援専門員及び主任介護支援専門員、区内地域包括支援センター相談員
- (3) その他運営委員会が認める介護支援専門員

(入会)

第6条 本会に入会する者は、所定の入会届を会長あてに提出する。

(会費)

第7条 会員は会費を納入しなければならない。

- 2 1会員は2,000円を年会費とする。ただし、当該事業所が負担することができる。
- 3 当該年度の1月1日以降の入会の場合は1,000円とする。
- 4 既納の会費は、返納しないものとする。
- 5 会費は、事務費用等に充てるが、事業毎に必要な経費が発生した場合は、参加者より徴収することができる。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が、次のいずれかに該当した場合は、その資格を喪失する。

- (1) 所定の退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡したとき又は本会が解散したとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、所定の退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が本会の名誉を毀損し、又はこの運営規程に反するような行為があったときは総会の議決によりこれを除名することができる。この場合総会で議決されるまでの間、運営委員会において活動を停止させることができる。ただし、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 会長補佐 1名 (運営委員会が必要と認めた場合、補佐を置くことが出来る)
  - (3) 副会長 若干名
  - (4) 運営委員 12名程度 (会長、副会長を含む)
  - (5) 監事 2名
- 2 運営委員及び監事は、総会において選任する。但し運営委員に立候補する場合は現任の運営委員2名以上の推薦を必要とする。
  - 3 会長、副会長は、運営委員の互選とする。
  - 4 役員任期は総会で選出されてから次回の総会で新たな役員が選出されるまでとし、再選を妨げない。

(役員職務)

第12条 役員職務は、次の定めるところによる。

- (1) 会長は、この会を代表し事業を統括する。また役員に欠員が生じた場合は、会長の専決事項として補充できる。
- (2) 協議会の運営の継続性を確保する為に、会長を補佐する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し会長不在の時は職務を代行する。
- (4) 運営委員は、運営委員会の決定に基づき事業の執行を行う。
- (5) 監事は、本会の会務、会計を監査する。ただし、監査は原則として年度末に行う。

(顧問)

第13条 本会の主旨に沿い有益なアドバイス又は相談者として学識経験者を本会に顧問として置くことができる

- 2 顧問は、会長が推薦し、運営委員会の承認を得て委嘱する。

(オブザーバー)

第14条 本会の主旨に沿う有益な協力者として渋谷区役所、地域包括支援センター等の地域福祉の向上に携わる関連機関における担当者及び地域福祉ネットワークの構築、推進を図るため、利用者の立場となる区民を、オブザーバーとして置くことができる。

(会議)

第15条 本会の会議は、総会及び運営委員会等とし、会長が招集する。

(会議の開催)

第16条 会議の開催は以下の通りとする。

- (1) 総会は、毎年度初めに開催する。
- (2) 臨時総会は、運営委員の過半数が必要と認めた場合、会長が招集する。
- (3) 運営委員会は、会長の招集により随時開催する。
- (4) 研修会及び懇談会等は、運営委員会で検討、執行する。

(総会)

第17条 総会は、会の運営に関する重要な事項を決定する。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。総会は、出席者及び委任状を含む過半数を持って成立する。
- 3 総会の議決は、出席者の過半数で決する。

(総会の審議事項)

第18条 総会の審議事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告並びに収支決算
- (2) 事業計画並びに収支予算
- (3) 運営規程の変更
- (4) 役員を選出
- (5) その他総会の決議が必要と認められる事項

(運営委員会の審議)

第19条 運営委員会の審議事項は以下の通りとする。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 研修会及び懇談会等の開催事項
- (3) 事務執行に関する事項
- (4) その他運営委員会において必要と認められる事項

(会計の管理)

第20条 本会の会計は、運営委員会に会計担当を置き、会計担当が管理する。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、当該年度の4月1日より始まり、翌年3月31日をもって

終了する。

(役員の報酬)

第22条 役員の報酬は、次に定めるところにより、支給する。

- (1) 運営委員（会長、副会長含む）に対し、運営委員会の出席に応じて交通費の支給
- (2) 顧問及び監事に対し、運営委員会の出席及び職務の実務に応じて交通費の支給

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、運営委員会の議決をもって定める。

(附則)

- 1 運営規程は、平成23年4月26日より施行
- 2 運営規程は、平成28年5月12日に改正
- 3 運営規程は、平成29年10月12日に改正
- 4 運営規定は、令和2年6月22日に改正